

## 川崎区役所指名選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 川崎区役所が所管する委託契約等に係る契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、川崎区役所指名選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 契約方法の認定及び業者の選定に関する事項
- (2) 機種の選定及び仕様の検討に関する事項
- (3) プロポーザル方式に関する事項
- (4) その他の必要事項

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 区民サービス部長
- (4) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (5) 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
- (6) 大師支所長
- (7) 田島支所長
- (8) 道路公園センター所長
- (9) 総務課長

2 委員会は、区長を委員長、副区長を副委員長とし、委員長は、会務を総理し委員会の議長となる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長

がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、持ち回り議決をすることにより会議に代えることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指名・選定等の基準)

第5条 委員会において選定等を行うときは、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

(1) 信用状況

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 過去の本市における委託業務に係わる成績の良否

(4) 他に受託している業務の進捗状況

(5) その他の必要事項

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年12月4日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年5月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成13年9月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年6月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。